

令和元年度第 26 回定時総会 報告

日時／場所

令和元年 5 月 18 日（土）
11：00～12：05
京都府立総合社会福祉会館
ハートピア京都 3 階大会議室

次第

会長あいさつ

議長選出

議案審議 第 1 号議案 平成 30 年度事業報告及び決算承認の件

第 2 号議案 定款の一部変更の件

第 3 号議案 令和元年度事業計画及び承認の件

閉会あいさつ

会長あいさつ

濱戸 真都里



挨拶に代わり新入会事業所や管理者交代があった事業所があるため、当協議会の活動について説明をさせていただきます。

訪問看護ステーション協議会の沿革ですが、訪問看護制度創設当初は 19 人の管理者が集まり、管理者会を作ったところから始まったと聞いています。その後、平成 16 年京都府訪問看護ステーション協議会となりましたが任意団体だったということや、当時は今ほど在宅ケアに重点が置かれていなかったため、社会的な活動はあまりできず、会長・理事が京都府へ訪問看護に関する情報やサポートをいただけないか陳情に行ったこともあり、平成 25 年 3 月に一般社団法人化し、今年度で 7 期目となりました。

現在会員数は 168 事業所で、入会率は 60%程度です。ステーションの質向上のためにも会員を増やしていきたいと思っています。広報委員会が事業内容を紹介するパンフレットを作成したので、入会を勧める際には是非利用していただきたいと思います。

訪問看護ステーション協議会は、定款にある通り「社会に貢献することを目的とした団体」です。その目的に資するため 6 つの事業を行っています。行政・大学の実施する調査等への協力、会員へ最新情報の提供、地区活動を通して相互の連携、研修等積極的に実施しています。また多職種参加の研修やレベル別、専門領域研修等、年間研修計画に基づき実施しており、平成 30 年度の訪問看護研究発表会では、これまでの最多 200 名超の参加者があり共に学べる機会となりました。年間研修計画はホームページに掲載されますので、ご覧いただき興味のある研修にはぜひとも参加し活用下さい。

報告ですが、今年度初めに会員から電動アシスト自転車も補助金対象に加えて欲しいという意見があり要望書を提出いたしました。

これまでの 3 年間、協議会の基盤整備を目標に掲げてきましたが、事務局に専任の事務員を配置することができ、皆さまのご協力により一般社団法人としてのあるべき姿になってきたことは、非常に喜ばしく思っています。

役員や各地区リーダーは、自身のステーションの業務をしながら協議会活動に協力いただいていることを皆様にもご理解いただき、まだまだ組織としては不十分な点もありますが、会員一同協力し合って運営していきたいと思っています。

審議事項

議長 内田 倫子

洛和会訪問看護ステーション21

議長補佐 中島 詠子

訪問看護ステーションかみの



第1号議案 平成30年度事業報告及び決算承認の件

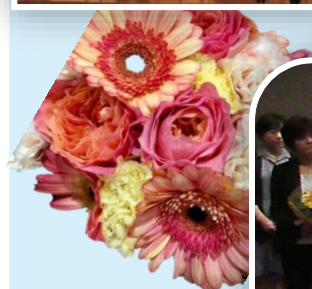
総会資料に基づき、事業担当理事から平成30年度総会開催、運営委員会・理事会開催、他機関における役員活動、イベントに伴う活動、後援名義承認、調査等、各委員会活動、地区支部活動報告がなされた。引き続き、加藤副会長から平成30年度地区支部決算報告、平成30年度医療従事者離職防止・資質向上研修事業補助金（基金）報告、平成30年度会計決算報告がなされた。次いで川上監事から監査の結果収支に相違ない旨報告がなされ、審議の上、原案通り承認された。

第2号議案 定款一部変更の件

総会資料に基づき、濱戸会長から定款の一部変更について説明がなされ審議の上、原案通り承認された。

第3号議案 令和元年度事業計画及び予算承認の件

團野一美副会長より令和元年度事業計画（案）、研修計画（案）の説明がなされ審議の上、原案通り承認された。引き続き令和元年度研修補助金事業内訳、令和元年度予算（案）について説明がなされ、審議の上、原案通り承認された。



昼休憩時間には

昨年度、「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」を締結した京都市消防局から京都府訪問看護ステーション協議会との火災予防連携協定活動について報告をいただきました。



未来の訪問看護を めざして



講師
財団法人日本訪問看護財団
常務理事 佐藤 美穂子 氏

1 訪問看護ステーションの歴史から見た原点

1900年代から社会の課題と照らし合わせて地域の看護活動をみていきますと、急性伝染病の流行、関東大震災や乳幼児死亡の問題、結核問題、戦後ベビーブーム、へき地無医地区への対応などを、助産師や保健師を中心に活動していました。1970年代ごろより高齢者医療費無料化や高齢者が増加したこと、また、寝たきり老人が浮き彫りになったこと。1982年に老人保健法が制定され、そのころより訪問看護の必要性が叫ばれるようになりました。モデル事業などを経てようやく1992年に指定老人訪問看護が、1994年には健康保険法の指定訪問看護が開始され、2000年には介護保険法の指定訪問看護が開始され現在に至っています。

老人訪問看護制度の創設を振り返りますと、1978年から看護体制や在宅医療環境整備などについて随時検討されてきたことで、1988年に予算を確保し、訪問看護制度創設のモデル事業を全国11自治体で開始しました。平成2年には、「訪問看護の推進のために」と題した報告書の中に『訪問看護の目的』を提示し、訪問看護指示書においては、看護の主張を盛り込むため厚労省に掛け合い頑張って作成しました。

2 訪問看護ステーションの現状

利用者数の割合では、40人未満が約38%、40～80人45%、100人以上の大規模は

17%程度と小中規模のステーションが多いことがわかります。また当初ほぼ看護師のみで運営していましたが、2017年度には約70%が看護師で他30%が理学療法士等のセラピストがいるステーションへと変化してきています。介護保険制度が始まって以来、要介護（要支援）認定者の伸びは著しく644万人とこの18年間で3倍となっています。ですが、総費用等における提供サービスの内訳割合では、訪問看護は2.5%のみに留まっている現状があります。

3 訪問看護の報酬をめぐる動向

2019年10月には消費増税が行われる可能性が高く、それを受けて区分支給限度基準額や基本報酬のアップがされる予定です。

2020年の訪問看護療養費改定につきまして、各年代別に様々なテーマをもって考えられています。要望の中には、情報提供療養費1の対象者拡大を、情報提供療養費2・3は要件見直しを、頻回訪問看護の必要な対象者の拡大をお願いしようと思っています。



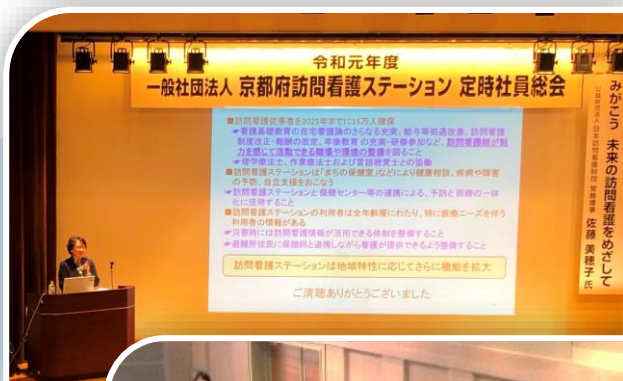
4 地域共生社会と訪問看護のこれから

2042年に日本の高齢者数はピークを迎えます。高齢化率は36.1%！！生産年齢人口が減少する中、医療介護福祉就業者はますます必要とされます。訪問看護ステーションは整備目標の設定をすること、そしてICT化（電子的方法による指示書・計画書・報告書の送受信やビデオ会議等による時間の効率化など）による生産性の向上を図る必要があります。

残念ながら医療保険のレセプト請求は紙媒体です。今後なるべく早く電子化し、そのビックデータを蓄積し活用することで、看護の成果の見える化につながり、医療・介護の一体化や医療費削減の実現が可能になると考えます。人口減少は待ったなしで進んでいきます。そして高齢化の波は確実にやってまいります。

2025年、2040年問題乗り越えるためには、法改正や処遇改善加算などの対応だけでは困難です。地域共生社会の実現のためには、国の一律の仕組みではなく、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき地域特性に応じて作り上げていくことや、要介護状態になる前の健康な高齢者の介護予防も含め、乳幼児、児童、子育て中の親、障がい者に広がり、災害等を含めた地域づくりが重要です。

訪問看護は看護の原点の実践です。2020年は、ナチンゲール生誕から200年と記念の年を迎えるため、Nursing Nowという世界的キャンペーンを展開しています。看護職が健康課題への取り組みの中心に立ち、人々の健康向上に貢献するために行動していきましょう！



受講者アンケート より

- ・ 訪問看護の役割や将来の展望など、色々な話が聞けてモチベーションが上がった。
- ・ これからの訪問看護のあるべき姿、進んでいく方向性など提示していただいた。訪問看護のデータ化が必要なこともよく理解できた。今仕事をしていることが、次の世代への問題点、解決方法など、有効なデータとして残せるように頑張っていきたいと思った。
- ・ 4月から訪問看護ステーション勤務となり、今日の講義は目新しいものばかりだった。色々な知識が得られた。
- ・ 限られた時間の中で「訪問看護」について再確認できた。大変わかりやすく、今後の目指すことについて具体的に理解することができた。